

小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和44年法律第79号) の概要

1. 目的

本法は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

2. 経緯

- ・昭和44年12月8日 公布
(提案理由)

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の急速な復興を図るため、総合的な復興計画を策定し、及びそれを実施する等特別な措置を講ずる必要がある。

- ・以降5年毎に延長、直近改正は平成21年3月31日

3. 概要

(1) 対象地域

小笠原諸島（^{そうふ}孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。）

(2) 小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）

国土交通大臣は、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長と協議して、基本方針を定める。（平成21年度が初年度。5箇年を目途。）

(3) 小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）

東京都は、基本方針に基づき、小笠原村の作成した振興開発計画案の内容を反映させるように努めつつ、国土交通大臣の同意を得て、振興開発計画を定める。（平成21年度が初年度。5箇年を目途。）

(4) 支援措置

- ① 公共事業に係る補助率のかさ上げ等
- ② 地方債についての配慮
- ③ 交通の確保等についての配慮
- ④ 情報流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮
- ⑤ 農林水産業の振興についての配慮
- ⑥ 医療の充実についての配慮
- ⑦ 地域間交流の促進についての配慮
- ⑧ 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮
- ⑨ 資金についての配慮

(5) 税制上の措置

- ① 譲渡所得等の課税の特例（本法第15条）
- ② 不動産取得税の特例（本法第16条）
- ③ 特別土地保有税の非課税（地方税法第587条）

(6) 主務大臣

国土交通大臣

4. 共管省庁

—

5. 法律の期限

平成26年3月31日